

# 市有地公売

(一般競争入札)

## 実施要領

[令和4年9月]

 宇都宮市

理財部 管財課

TEL 028-632-2148

# 公 売 物 件 一 覧 表

## 1 売払物件

物件 番号	物件の所在・明細	公簿面積	登記 地目	最低入札価格	現地説明日	
1	【土地】 元今泉2丁目	50番3	319.41 m <sup>2</sup>	宅地	152,000,000 円	9月20日(火) ※時間は、下記へお 問い合わせください
		50番4	1,136.39 m <sup>2</sup>			
		合計	1,455.80 m <sup>2</sup> (約440坪)			
2	【土地】 元今泉2丁目	53番13	698.84 m <sup>2</sup>	宅地	97,500,000 円	9月20日(火) ※時間は、下記へお 問い合わせください
		53番14	259.75 m <sup>2</sup>			
		合計	958.59 m <sup>2</sup> (約289坪)			

※ 各物件は、定着物である樹木その他一切の工作物を含むものとします。

※ 各物件の詳細については、8ページから14ページにある「物件調書」を御覧ください。

※ 現地説明については、個別に対応しますので、令和4年9月16日(金)午後5時までに、下記へお問い合わせください。

(問い合わせ先)

宇都宮市理財部管財課 028-632-2148

## 2 入札日時

(1) 入札受付 令和4年9月29日(木) 午前9時～午前9時30分

(2) 入札 令和4年9月29日(木) 午前9時30分～  
(受付順に書類審査後、ただちに入札)

(3) 開札 令和4年9月29日(木) 入札が終了次第開札

## 市有地公売の概要

現地説明	公売物件に関する説明を現地で行います。 日時：令和4年9月20日（火） 時間は、「公売物件一覧表」(P1)に記載のとおりです。
参加申込み	入札参加希望者は、市指定の入札参加申込書に必要事項を記入、押印のうえ持参し、入札当日、受付時間内に受付を済ませてください。 入札保証金として、 <b>入札金額の100分の5以上の金額を、銀行振出の小切手により納付</b> していただきます。 ※ 複数の物件に対して入札参加を希望される場合には、 <b>物件ごとに入札保証金を御準備</b> ください。
入札	下記の日時・場所で受付を行います。入札には、申込者本人（代理人の場合は委任状が必要）が出席してください。 日時：令和4年9月29日（木） 受付会場：市役所15階 15A会議室 入札時間は、「公売物件一覧表」(P1)に記載のとおりです。
落札者の決定	入札受付終了後、速やかに開札し、落札者を決定します。 市が定める最低入札価格以上で、最も高い価格をつけた入札者を落札者とします。
売買契約	落札者には、 <b>令和4年10月6日（木）</b> までに売買契約を締結していただきます。（収入印紙は落札者の負担） 契約保証金として、 <b>落札額の100分の10以上の金額を納付</b> していただきます。
売買代金の支払い	売買代金は、市が発行する納入通知書により、一括して市が指定する日（ <b>売買契約締結の日から30日以内</b> ）までに納付していただきます。
所有権の移転	売買代金の納付が確認でき次第、市が登記の手続きを行います。 （登録免許税は落札者の負担）

# 市有地公売（一般競争入札）実施要領

## 1 公売物件

「公売物件一覧表」(P1)及び「物件調書」(P8～P14)のとおりです。

## 2 現地説明

### (1) 日 時

令和4年9月20日（火）

時間は、「公売物件一覧表」(P1)に記載のとおりです。

### (2) 場 所

各公売物件の所在地

(注) 現地説明に参加されなくても入札には参加できますが、各種説明事項は全て了承されているものとみなします。

-----  
**現地説明の会場には、駐車場はありませんので御注意ください。  
危険ですので、路上駐車等はしないでください。**  
-----

## 3 入札参加資格

(1) 個人又は法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していない者

③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する宇都宮市職員

④ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号～第4号及び第6号、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号、第3号～第5号及び宇都宮市入札参加停止等措置要領【別表第3】その他の措置基準の暴力団員関係者と認められる者

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者

## 4 入 札

### (1) 日 時

令和4年9月29日（木）

入札受付：午前9時～午前9時30分（時間厳守）

入札は、受付順に書類審査後、ただちに入札書を入札箱に入れていただきます。

### (2) 場 所

受付会場：宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 本庁舎15階 15A会議室

入札会場：宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 本庁舎 7階 農業委員会室

※ 駐車場が混雑する場合がありますので、時間に余裕をもって御来場ください。

混雑状況により、近隣の有料駐車場の利用も御検討ください。

## 5 入札日に持参するもの

- (1) 市有地一般競争入札参加申込書と申込書（控）
- (2) 銀行振出の小切手（入札金額の100分の5以上の金額）（「7 入札保証金」を参照）

※ 複数の物件入札参加を希望される場合には、物件ごとに入札保証金を御準備ください。

**入札当日は、銀行振出の小切手以外（現金等）の入札保証金はお預かりできませんので、御注意ください。**

- (3) 印鑑（朱肉を使って押印する印鑑）

※ 認印で可能ですが、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑が必要です。

- (4) 身元を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等）
- (5) 委任状（法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札する場合は必要です。）  
入札参加申込書の申込者（共有の場合は共有者全員）が、入札に参加される場合は不要です。  
※共有の場合で、代表者のみが入札に参加される場合は委任状が必要です。

## 6 入札参加申込書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札当日、入札会場において、市有地一般競争入札参加申込書と申込書（控）を提出しなければなりません。
- (2) 入札参加申込書に記載された名義で売買契約及び所有権移転登記を行います。登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で入札参加申込書を提出してください。
- (3) 複数物件について、入札参加の申込みをすることができます。（物件ごとに申込みが必要です。）
- (4) 郵送等による入札参加申込書の受付は行いません。

## 7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札保証金として、入札金額（最低入札価格ではない）の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を、銀行振出の小切手（当日持参）により、納めなければなりません。  
なお、複数の物件に対して入札参加を希望される場合には、物件ごとに入札保証金を御準備ください。
- (2) 落札者以外の入札保証金については、開札後ただちに入札者に返還いたします。
- (3) 入札保証金に利息は付きません。
- (4) 落札者が所定の期間内に売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

### 〔銀行振出の小切手〕

銀行振出の小切手とは、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、一般には、金融機関に現金を持参するか、当座預金を担保にして作成することができます。

ただし、次の要件を備えていなければなりません。

- ① 振出人・支払人とも同一金融機関である。
- ② 持参人払式である。
- ③ 振出日から10日以内である。
- ④ 宇都宮手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手である。

※ 銀行振出の小切手の発行手数料は、入札参加者の負担となります。

※ 個人振出の小切手及び宇都宮手形交換所に加盟していない金融機関が振り出した小切手は、入札保証金として納めることはできません。

※ なるべく線引小切手としてください。特定の銀行名が記載されているものは不可。

※ 銀行振出の小切手の作成方法等については、各金融機関にお問い合わせください。

## 8 入札の心得

- (1) 入札参加者は、公告内容、入札に関する条件等入札に必要な事項について、了承してなければなりません。
- (2) 入札者又は代理人は入札受付終了後、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、入札者又は代理人自らが入札箱に投函しなければなりません。
- (3) 入札者は、同一物件について他人の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状が必要です。また、代理人は、同一物件について2人以上の代理人となることはできません。
- (5) 2名以上の連名の場合でも、同一物件については、重複して入札することはできません。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 入札者は、入札執行について担当職員の指示に従わなければなりません。

## 9 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を受けても、市は賠償の責めを負いません。

## 10 開札

- (1) 開札は、入札が終了次第、入札者又は代理人の面前で行います。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることができません。

## 11 落札者の決定

- (1) 市が定める最低入札価格以上で最高の価格の入札者をもって、落札者とします。
- (2) 落札となるべき同一価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。

## 12 入札の無効

- (1) 入札参加の資格がない者の入札
- (2) 当該入札に係る市有地一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者の入札
- (4) 1人で同一物件に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (5) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (6) 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (7) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない者の入札
- (8) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人となり行った入札
- (9) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者の入札
- (10) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (11) 酒気を帯びて入場した者の入札
- (12) 郵送による入札

### 1 3 売買契約

- (1) 落札者は令和4年10月6日（木）までに、契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を、市が発行する納入通知書により納付し、売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が、上記期限までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属し、返還いたしません。
- (3) 売買契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。

### 1 4 契約の条件

- (1) 契約締結のときから売買物件の引き渡しのとしままでにおいて、市、落札者のいずれの責めに帰すことのできない事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができますが、契約締結のときから売買物件の引き渡しのとしままでにおいて、落札者の責めに帰すべき事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができないものとしします。
- (2) 売買物件は、現状有姿のまま引渡すものとしします。
- (3) 落札者は、契約締結後、売買物件が種類、品質（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、売買物件の修補、代替物の引き渡し若しくは不足分の引き渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとしします。ただし、契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとしします。
- (4) 各物件について、敷地内に設置されている工作物（電柱、支線、電線、電話線、防犯灯等）の取扱いについては、現状維持を原則とししますが、所有権移転後、現状の構造、設置場所等に変更を加えようとする場合は、落札者が事前に設置者または管理者等と調整を行うものとしします。また、上記工作物の取扱いについては、売買物件の所有権を第三者に移転する場合、又は第三者に対し地上権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合にも、引き継ぐものとしします。
- (5) その他の工作物についても、移設・撤去等が必要な場合は、落札者が設置者又は管理者等と直接調整するものとしします。
- (6) 売買物件と隣接する土地にまたがって工作物や占有物、地中埋設物等の越境物があった場合でも、市は関与せず一切の責任を負わないものとし、落札者が隣接地の関係者と協議するものとしします。なお、契約後に越境が判明した場合も同様としします。ただし、隣接する土地が市有地の場合の取り扱い、市と落札者とが協議するものとしします。
- (7) 売買物件について、落札者は栃木県暴力団排除条例（栃木県条例第30号）第16条第1項により暴力団事務所の用に供してはならないものとしします。
- (8) 売買物件に建物等を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の関係法令又は県若しくは市の条例等により指導がなされる場合や、開発負担金等が必要となる場合があることから、落札者が事前に関係機関に確認するものとしします。

## 15 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、一括して市が指定する日（売買契約締結の日から30日以内）までに納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (3) 納入通知書に記載された納期限までに、売買代金の納付がない場合には、契約保証金は市に帰属し、返還いたしません。

## 16 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金の納付があったときに落札者に移転するものとし、同時に売買物件の引渡しをしたものとします。
- (2) 所有権移転の登記に要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担となります。
- (3) 所有権移転の登記には、住民票（法人にあっては商業登記簿謄本）が必要です。

## 17 その他物件に関する事項

- (1) 明らかに目視できる越境物については、物件調書の特記事項欄に記載していますが、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については、記載していない場合があります。
- (2) 物件調書の特記事項に特に記載のない限り、土壌汚染調査、埋設物調査、地盤調査等は実施しておりません。

## 18 その他入札に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項について了承したものとみなします。
- (2) 今回の入札において落札されなかった物件については、令和4年9月30日（金）から一定期間、開庁日の開庁時間内に先着順により最低入札価格で売払いの申込みを受け付けます。詳しくは市役所管財課までお問い合わせください。

### （問い合わせ先）

宇都宮市 理財部 管財課 財産グループ  
TEL 028-632-2148

# 物件調書

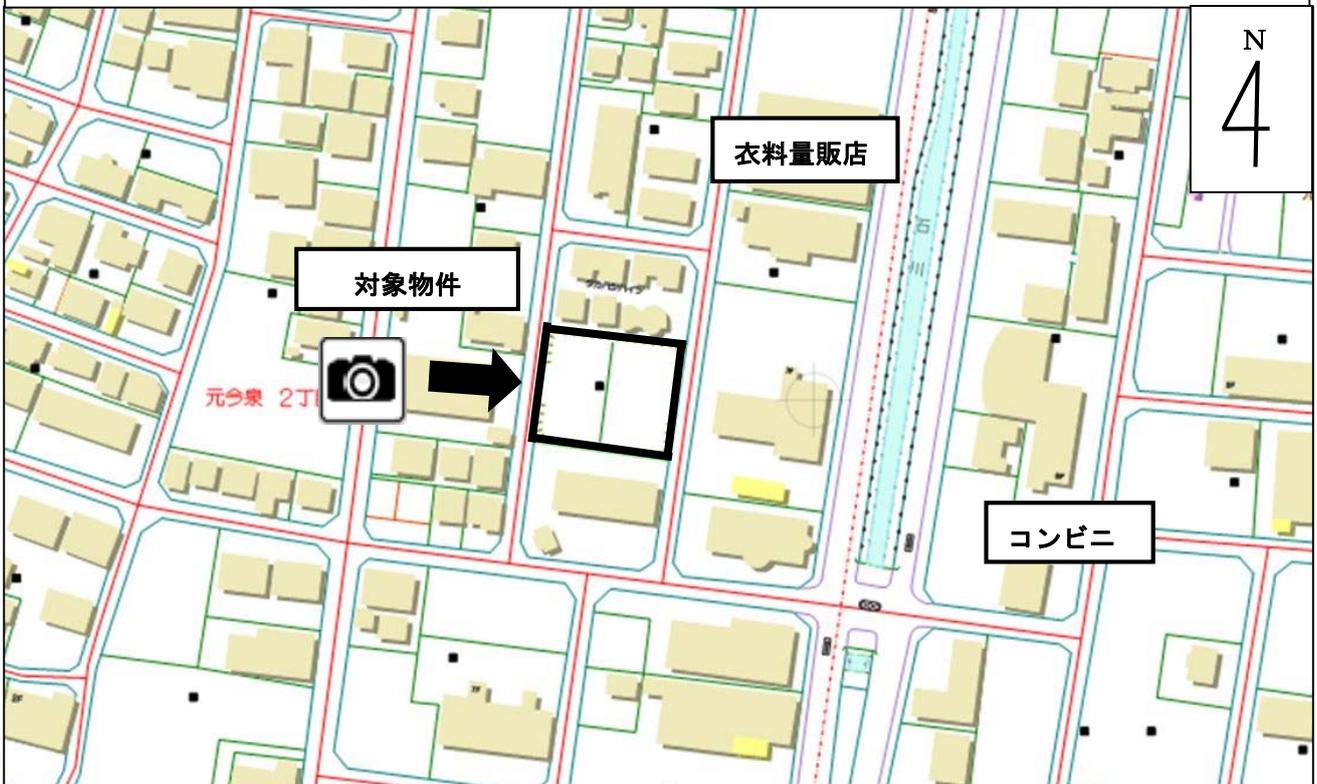


物件番号	1	最低入札価格	152,000,000円				
所在地	元今泉2丁目50番3,4						
土地	50番3	公簿	319.41 m <sup>2</sup>	実測	319.41 m <sup>2</sup>	地目	宅地
	50番4	面積	1,136.39 m <sup>2</sup>	面積	1,136.39 m <sup>2</sup>		
		合計	1,455.80 m <sup>2</sup> (約440坪)	合計	1,455.80 m <sup>2</sup> (約440坪)		
接面道路等の幅員及び構造	西側が幅員約6mの市道(市道3774号線)に、東側が幅員6mの市道(市道3775号線)に接面(建築基準法42条第1項第1号に該当)						
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域					
	用途地域	第1種住居地域					
	建ぺい率	60%	容積率	200%			
	防火地域等	-		その他の制限等	-		
供給処理施設の状況	電気	有	東京電力(株)カスタマーセンター栃木			0120-995-111	
	都市ガス	有	東京ガス(株)宇都宮支社			028-634-1509	
	上水道	有	宇都宮市上下水道局工事受付センター			028-633-3164	
	下水道	有	接続工事受付グループ				
交通機関	バス	関東バス 弁才天橋 直線距離 約160m					
	鉄道	JR宇都宮線 宇都宮駅 直線距離 約800m					
公共施設	宇都宮市役所駅東出張所	直線距離 約560m					
	今泉小学校	直線距離 約380m					
	泉が丘中学校	直線距離 約1,300m					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水柵が50番3地内に2つある。</li> <li>・敷地内北西側に電柱1本、支線2本、北東側に電柱1本、南西側に電柱1本、支線1本がある。</li> <li>・電柱の移設については、買主が東京電力(株)に確認する。</li> <li>・電柱に地元自治会所有の防犯灯が付帯している。</li> <li>・防犯灯の移設については、買主が地元自治会に確認する。</li> <li>・敷地外南西にごみステーションがある。</li> <li>・ごみステーションの移設については、買主が地元自治会に確認する。</li> <li>・敷地外南側の隣接地から植栽が越境している。</li> <li>・下水道受益者負担金の納付は不要である。</li> </ul>						

案内図



位置図





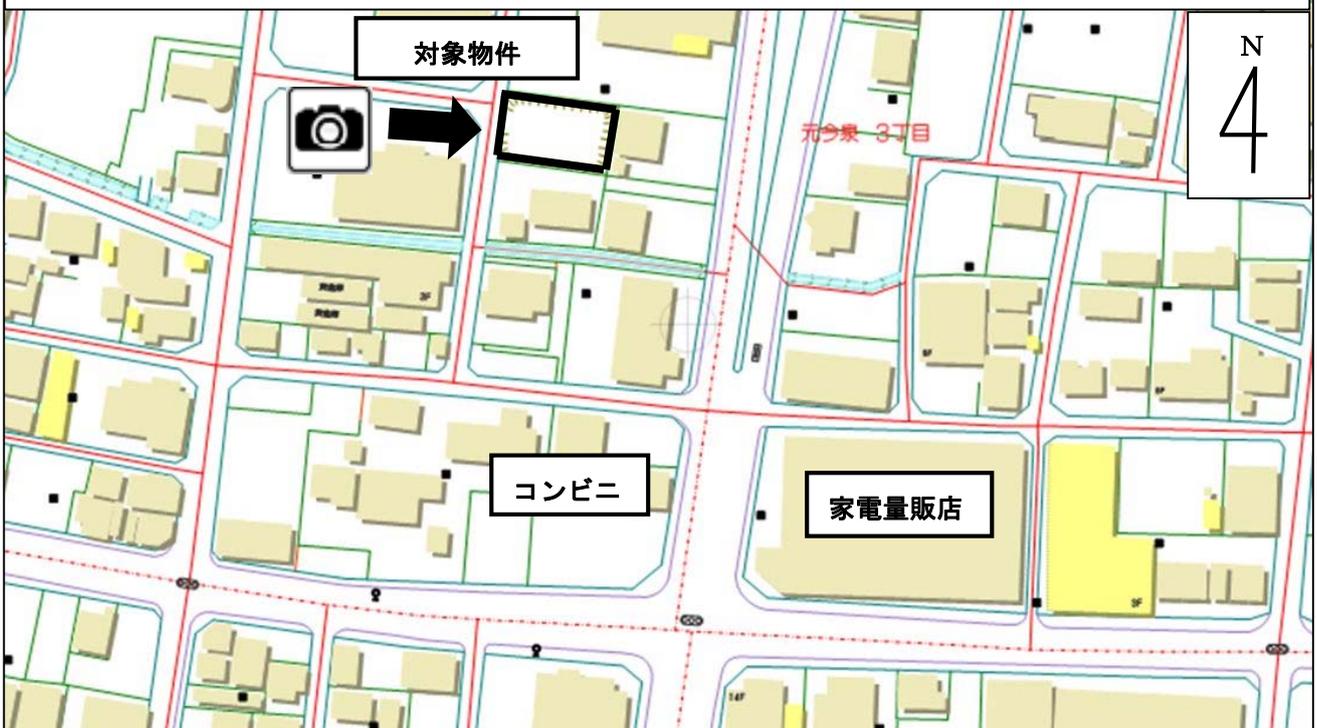


物件番号	2		最低入札価格	97,500,000円			
所在地	元今泉2丁目53番13,14						
土地	53番13	公簿	698.84 m <sup>2</sup>	実測	698.84 m <sup>2</sup>	地目	宅地
	53番14	面積	259.75 m <sup>2</sup>	面積	259.75 m <sup>2</sup>		
		合計	958.59 m <sup>2</sup> (約290坪)	合計	958.59 m <sup>2</sup> (約290坪)		
接面道路等の幅員及び構造	西側が幅員約6mの市道(市道3773号線)に接面(建築基準法42条第1項第1号に該当)						
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域					
	用途地域	第2種住居地域					
	建ぺい率	60%		容積率	200%		
	防火地域等	-		その他の制限等	-		
供給処理施設の状況	電気	有	東京電力(株)カスタマーセンター栃木			0120-995-111	
	都市ガス	有	東京ガス(株)宇都宮支社			028-634-1509	
	上水道	有	宇都宮市上下水道局工事受付センター			028-633-3164	
	下水道	有	接続工事受付グループ				
交通機関	バス	関東バス 花蔵院角 直線距離 約85m					
	鉄道	JR宇都宮線 宇都宮駅 直線距離 約730m					
公共施設	宇都宮市役所駅東出張所	直線距離 約650m					
	今泉小学校	直線距離 約260m					
	泉が丘中学校	直線距離 約1,400m					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水柵が53番13地内に1つある。</li> <li>・敷地内北西側に電柱1本,支線2本,南西側に電柱1本,支線1本がある。</li> <li>・電柱の移設については,買主が東京電力(株)に確認する。</li> <li>・電柱に地元自治会所有の防犯灯が付帯している。</li> <li>・防犯灯の移設については,買主が地元自治会に確認する。</li> <li>・下水道受益者負担金の納付は不要である。</li> </ul>						

案内図

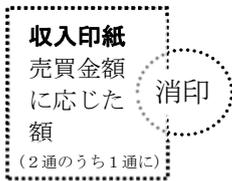


位置図









## 不動産売買契約書

売渡人 宇都宮市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により甲が所有する不動産（以下「売買物件」という。）の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の売買物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（落札金額）円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金（落札金額の10/100以上）円をこの契約締結と同時に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金（入札保証金分）円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息は付さないものとする。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除する。この場合には、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

7 前項に定めるほか、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合において売買代金に充当する前の契約保証金があるときは、その契約保証金は甲に帰属するものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（落札金額－契約保証金）円を、甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納期限までに甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び所有権移転登記の嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、乙が売買代金を完納したときは、売買物件の所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合に必要登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

3 将来的な乙による新たな測量、分筆、登記については、乙の責任で法務局と調整を行うものであり、甲は関与しない。

（工作物の取扱い等）

第6条 敷地内に設置されている工作物（電柱、支線、電線、電話線、防犯灯等）の取扱いについては、現状維持を原則とするが、所有権移転後、現状の構造、設置場所等に変更を加えようとする場合は、乙が事前に設置者または管理者等と調整を行うものとする。また、上記工作物の取扱いについては、売買物件の所有権を第三者に移転する場合、又は第三者に対し地上権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合にも、引き継ぐものとする。

その他の工作物についても、移設・撤去等が必要な場合は、乙が設置者又は管理者等と直接調整するものとする。

第6条の2 売買物件と隣接する土地にまたがって工作物及び占用物等並びに地中埋設物等の越境物があっても甲は関与せず一切の責任を負わないものとする。ただし、隣接する土地が市有地の場合は、甲と乙とが協議して措置するものとする。また、その他の工作物についても、移設・撤去等が必要な場合は、乙が設置者又は管理者等と直接調整するものとする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件は、第5条の規定によりその所有権が乙に移転したときに、乙に対し現状のまま引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結のときから売買物件の引き渡しのとしままでにおいて、甲、乙のいずれの責めに帰することのできない事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、乙は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができる。

2 この契約締結のときから売買物件の引き渡しのとしままでにおいて、乙の責めに帰すべき事由により、売買物件を引き渡すことができなくなったときは、乙は、売買代金の一部又は全部の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を引き渡し時の現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合においても、売買物件の修補、代替物の引き渡し若しくは不足分の引き渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、第3条第6項に規定するほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。ただし、この契約が消費者契約法の適用を受ける場合は、民法の規定によるものとする。

(用途制限)

第11条 売買物件について、乙は栃木県暴力団排除条例（栃木県条例第30号）第16条第1項により暴力団事務所の用に供してはならないものとする。

第11条の2 売買物件に建物等を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の関係法令又は県若しくは市の条例等により指導がなされる場合や、開発負担金等が必要となる場合があることから、乙が事前に関係機関に確認するものとする。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、第10条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、第10条の規定によりこの契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。ただし、この契約が消費者契約法の適用を受ける場合には、民法の規定によるものとする。

(返還金)

第15条 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める原状回復又は第13条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市  
宇都宮市長 佐藤 栄一 印

乙  
印

(売買物件)

1 土地 (定着物である樹木その他一切の工作物を含む。)

所 在	地 番	地目	公簿地積 (㎡)

## 市有地一般競争入札参加申込書

令和4年9月 日

宇都宮市長 佐藤 栄 一様

令和4年9月29日執行の一般競争入札について、次のとおり参加を申込みます。

なお、私は市有地公売実施要領の「3 入札参加資格の(2)」(P3)の事項に該当しないことを誓約いたします。

### 1 申込者

住所	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	TEL (028) 632 - 2148
氏名又は名称 及び代表者名	宇都宮 太郎	
連 名 者  (共有の場合)	住所	〒 - TEL ( )
	氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ
	住所	〒 - TEL ( ) -
	氏名又は名称 及び代表者名	Ⓜ

宇都宮

朱肉を使って押印する印鑑のみ可

### 2 申込物件

物件番号	所在地
1	元今泉2丁目50番3, 4

市有地公売実施要領内に記載してある所在地を記入

— 受付印 —

(注) 参加申込書(控)とともに、申込物件ごとに提出してください。

(参加者控)

## 市有地一般競争入札参加申込書（控）

令和4年9月 日

宇都宮市長 佐藤 栄 一 様

令和4年9月29日執行の一般競争入札について、次のとおり参加を申込みます。

なお、私は市有地公売実施要領の「3 入札参加資格の(2)」(P3)の事項に該当しないことを誓約いたします。

### 1 申込者

住 所	〒320-8540 TEL (028) 632 - 2148 宇都宮市旭1-1-5	
氏名又は名称 及び代表者名	宇都宮 太郎 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">宇 都 宮</span>	
連 名 者  (共有の場合)	住 所	〒 - TEL ( ) -
	氏名又は名称 及び代表者名	㊟
	住 所	〒 - TEL ( ) -
	氏名又は名称 及び代表者名	㊟

### 2 申込物件

物件番号	所 在 地
1	元今泉2丁目50番3, 4

— 受付印 —

(注) 市有地一般競争入札参加申込書とともに、この控を提出してください。

# 記載例

令和4年9月〇〇日

## 委任状

代理人に委任をした日を記入

宇都宮市長 佐藤 栄一様

朱肉を使って押印する印鑑のみ可

住所 宇都宮市旭1-1-5

ふりがな  
氏名又は名称 宇都宮 太郎  
及び代表者名

宇都宮

私は、(住所) 宇都宮市竹林町972 (氏名) 保健所 二郎 を

代理人と定め、次の物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

### 物件の表示

入札日 令和4年9月29日

物件番号 1

所在地 元今泉2丁目50番3, 4

市有地公売実施要領内に記載してある所在地を記入

(代理人使用印)

保健所

朱肉を使って押印する印鑑のみ可

# 入 札 書

## 1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 金額の頭に、「¥」又は「金」を記入すること。

市有地公売実施要領内に記載してある所在地を記入

## 2 入札に付する公売物件

物件番号	1
所在地	元今泉2丁目50番3, 4

上記のとおり地方自治法、同法施行令、宇都宮市財務関係規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認のうえ入札いたします。

令和4年9月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

住 所 宇都宮市旭1-1-5

氏名又は名称  
及び代表者名 宇都宮 太郎

上記代理人 保健所 二郎

代理人が入札をする場合は、**未押印で可**。(ただし、委任状が必要)



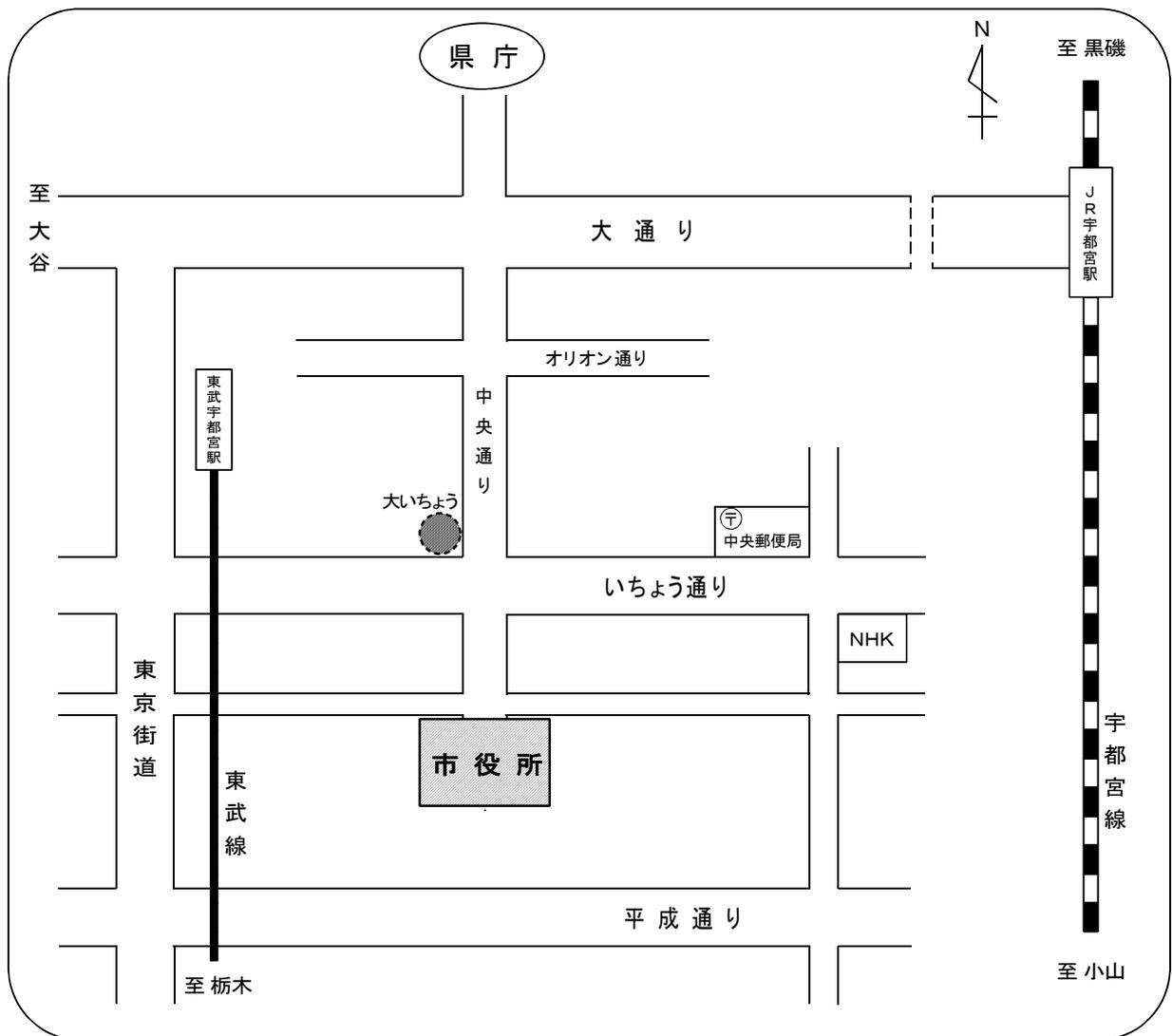
朱肉を使って押印する印鑑のみ可

代理人印 (受任者)

# 入札受付会場案内図

- 1 受付会場 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所15階 15A会議室

## 2 案内図



(注) 駐車場が混雑する場合がありますので、御注意ください。  
混雑状況により、近隣の有料駐車場の利用も御検討ください。